

H23 後期 東京 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習のご案内(実施計画)

財団法人 日本産業技能教育協会 -- <http://www.kyousyu.org> --
千代田区鍛冶町2-2-1 三井住友銀行神田駅前ビル6F TEL 03-3254-8404

(初版 H23. 7. 26)

安全衛生管理体制に関する法令(労働安全衛生法第14条、施行令第6条)により、事業者は、**酸素欠乏危険場所の作業**について、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者を、作業主任者として選任し、その者の指揮のもとに作業を行わせなければならないことが定められております。(労働安全衛生規則第16条、別表第1参照)

*酸素欠乏危険場所については労働安全衛生法施行令別表第6を参照して下さい。

当協会は、東京労働局登録教習機関(東衛 64 号)として、表題講習を定期的に開催しておりますので、次のとおりご案内申し上げます。

1. 日程、定員など

実施回	1	2	3	4	5	6
日程	10月 17～19日	11月 28～30日	12月 19～21日	H24.1月 23～25日	2月 20～22日	3月 21～23日
開催場所	お茶の水税経貸会議室					
定員	80名					

お茶の水税経貸会議室:東京都千代田区神田小川町 2-1-7 日本地所第7ビル
(JR.神田駅・御茶ノ水駅、地下鉄小川町駅・淡路町駅・新御茶ノ水駅)

2. 受講資格

満18歳以上の方であれば、どなたでも受講できます。

3. 受講料および、講習の一部科目免除条件(コース分け条件)

コース	日程	受講料(+教材費)	コース条件(*受講資格を満たした上で)
通常	3日	18,000(+2,100)	18才以上
免除	3日	15,000(+2,100)	日本赤十字社の救急員認定証を受けた者
特例	3日	12,000(+2,100)	酸素欠乏危険作業主任者技能講習(旧1種)を修了した者

- 各コース受講資格の詳細は、添付の講習科目免除一覧にてご確認ください。
- 教材費は、受講料と別途ですので、ご注意ください。
- 修了証の交付にあたり、郵送希望の方は上記の他、郵送手数料 600 円が必要です。1通に同封5名まで可、講習当日のお手続きとなります。

4. 講習科目、時間割例など (時間割例は、休憩時間も含めたものです。)

初日受講受付 9:10～

講習科目	時間割例	講習時間	講師の氏名
酸素欠乏及び硫化水素の発生の原因及び防止措置に関する知識	9:20～12:30 昼休み 13:20～14:20	4時間	大野正彦 粉川昇市 久保田隆一 土戸善博
	14:30～16:40	2時間	大野正彦 粉川昇市
酸素欠乏症、硫化水素中毒及び救急そ生に関する知識	9:20～12:30 昼休み	3時間	辻典明 土戸善博
	13:20～15:55	2.5時間	青木崇 大野正彦 土戸善博 久保田隆一
	16:00～17:00	1時間	
関係法令			
学科修了試験			
①救急そ生の方法(実技)	9:30～12:00 (実技試験含む) 昼休み 13:00～15:30 (実技試験含む)	①2時間	①大野正彦 青木崇 富永和憲 野田恵
		②2時間	②菊地達也 黒瀬宣三 久保田隆一 吉野厳

なお、当日の講習は講師都合等により、科目の順序が前後する場合等もございます。

5. 申込方法

受講される日程と人数、コースがお決まりになりましたら、お電話か予約書(Web ページより印刷できます)の FAX で、**受講申請書の送付**をご依頼ください。

申請書到着後、必要事項を記入し、写真(3×4cm)を糊付けして、返送お願いします。なお、受講料の納入は指定口座へ事前の振込でお願いします。

*各免除コースのお申込にあたっては、お申込の際、その旨必ずご連絡ください。

*受講料納入後の受講キャンセルは、原則としてご返金できませんのでご注意ください。

ただし、一回に限り、受講日の変更が可能です。受講場所の変更は、同じ都内、県内での受講場所にてください。

6. その他

当協会の技能講習修了証は、平成19年4月開催回より、当協会でも受けた複数の技能講習の修了を、管轄労働局単位で一枚のカードにまとめて証明する統合修了証形式に変わりました。講習ご受講の際には、**当協会**で修了された既交付の修了証の回収がありますので、該当者は、ご持参をお願いいたします。(講習初日に連絡があります。)

30名様以上ご受講の場合、埼玉県内、東京都内出張講習も承っております。

詳しくは、講習実施予定の2ヶ月前までに、神田本部までお問い合わせ下さい

その他、各種講習予定、受講手続き等に関するお問い合わせ等がございましたら、どうぞお気軽にご連絡ください。

酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習 科目免除一覧

受講資格を満たした上で、表の条件に当てはまる方は、一部科目の受講を免除できます。

	一部科目の免除を受けることができる者	免除科目
一部免除	1) 日本赤十字社の行う救急法の講習を修了して救急員認定証を受けた者	救急そ生の方法 (実技講習)
	2) 平成10年3月31日までに日本赤十字社の行った救急法一般講習Ⅱを修了して合格証を受けた者	
	3) 平成6年12月31日までに日本赤十字社の行った救急法の講習を修了して救急員適任証を受けた者	

受講資格を満たした上で、表の条件に当てはまる方は、特例講習での受講が可能です。

	特例講習を受けることができる者	講習科目	講習時間
特例講習	酸素欠乏危険作業主任者技能講習(旧1種)を修了した者	硫化水素中毒に関する知識	1時間
		空気中の硫化水素の濃度が10/100 万を超える状態の発生の原因及び防止措置に関する知識	1時間
		関係法令	30分
		硫化水素の濃度の測定方法 (実技講習)	1時間
	昭和46年9月26日までに都道府県労働基準局長、又は建設業労働災害防止協会が行った酸欠作業主任者技能講習を修了した者 (学科講習のみに、特例講習が適応されます。実技講習は通常どおりの受講です。)	硫化水素中毒に関する知識	1時間
		空気中の硫化水素の濃度が10/100 万を超える状態の発生の原因及び防止措置に関する知識	1時間
	関係法令	2時間30分	

* 当協会開催の特例講習は、通常コースの受講者と一緒に、上記の科目に加え、酸素欠乏症に関する科目についても、復習の意味合いをもって受講していただきます。
そのため、特例講習受講者も原則的に3日間の講習となることをご了承ください。